

○新潟大学医歯学総合病院長候補適任者募集等実施要項

(平成 30 年 8 月 16 日合同会議決定)

(令和 3 年 7 月 20 日合同会議決定)

(令和 3 年 8 月 19 日合同代表者会議決定)

(令和 6 年 8 月 19 日合同代表者会議決定)

第 1 趣旨

この要項は、新潟大学医歯学総合病院長候補者選考規程(平成 16 年規程第 159 号。以下「規程」という。)第 5 条第 3 項及び第 6 条第 4 項の規定に基づき、新潟大学医歯学総合病院長候補者の候補となるべき適任者(以下「候補適任者」という。)の募集及び選考委員会への推薦に関し必要な事項を定める。

第 2 病院長候補適任者の推薦等

- 1 規程第 5 条第 1 項の募集により候補適任者として推薦又は立候補する場合は、次の表に掲げる書類を、医学部教授会、歯学部教授会、医科系運営会議及び歯科系運営会議による合同代表者会議(以下「合同代表者会議」という。)に提出するものとする。

	提出書類
規程第 5 条第 1 項第 1 号で規定する推薦の場合	(1) 新潟大学医歯学総合病院長候補適任者推薦書 (別記様式第 1 号) (2) 所信調書(別記様式第 3 号) (3) 医療安全管理業務職務経歴書 (別記様式第 4 号) (4) 履歴書 (5) 業績目録
規程第 5 条第 1 項第 2 号で規定する立候補の場合	(1) 立候補届(別記様式第 2 号) (2) 所信調書(別記様式第 3 号) (3) 医療安全管理業務職務経歴書 (別記様式第 4 号) (4) 履歴書 (5) 業績目録

- 2 推薦及び立候補において、新潟大学医歯学総合病院系別運営会議細則(平成 16 年医歯病細則第 1 号)第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び同条第 2 項第 1 号から第 10 号までに規定する構成員は 2 人以上の推薦者となることができない。

第3 意向投票管理委員会

- 1 意向投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 合同代表者会議の議長(以下「合同代表者会議議長」という。)が指名する医科系の合同代表者会議構成員2人
 - (2) 合同代表者会議議長が指名する歯科系の合同代表者会議構成員2人
 - (3) 看護部長
 - (4) 医療技術部長
 - (5) 事務部長
 - (6) 総務課長
- 2 管理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。
- 3 管理委員会は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 意向投票資格者名簿の作成
 - (2) 投票用紙の交付
 - (3) 意向投票の開票事務
 - (4) 投票の効力の判定
 - (5) その他意向投票の管理に関し必要な事項

第4 意向投票

- 1 合同代表者会議議長は、規程第6条に規定する投票(以下「意向投票」という。)を行う期日を定め、管理委員会に通知する。
- 2 管理委員会は、候補適任者の氏名を五十音順に列記し、前項に定める投票期日の10日前までに別記様式第5号により、病院ホームページ(院内専用ページ)上に公示する。
- 3 管理委員会は、意向投票の投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。別記様式第6号)を作成し、投票資格者へ通知する。
- 4 意向投票は、投票用紙を用いた投票方法またはインターネットを用いた投票方法(以下「電子投票」という。)により実施する。
- 5 意向投票は、原則として医歯学総合病院、医学部医学科、医学部保健学科及び歯学部において行う。ただし、電子投票により行う場合には、インターネットに接続可能な任意の端末を使用するため、投票場所は設けない。
- 6 投票時間は、9時00分から17時00分の間で、各投票場所で個別に定める時間とする。ただし、電子投票により行う場合には、電子投票の利便性を考慮し、管理委員会が認める複数日程で実施できるものとする。

- 7 意向投票の立会人は、管理委員会の委員長が指名した者をもって充てる。
- 8 意向投票は、管理委員会が定めた投票用紙の、候補適任者氏名等の記号欄に○の記号を記載する方法により行う。ただし、電子投票により行う場合には、管理委員会が定めた投票フォームを用い、候補適任者氏名等を選択する方法により行うものとする。
- 9 次に掲げる投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙（電子投票の場合は「投票フォーム」）を用いないもの
 - (2) 無記載（電子投票の場合は「無選択」）のもの
 - (3) 複数の者について○の記号を記載（電子投票の場合は「複数の者について選択」）したもの
 - (4) その他管理委員会が無効と定めるもの
- 10 意向投票の当日に投票することができない者は、第2項の規定による公示の翌日から意向投票の前日までの間において、所定の申請書(別記様式第8号)による申請を行った上で、不在者投票を行うことができる。ただし、電子投票により行う場合で、複数日程で実施する場合には不在者投票は行わない。
- 11 不在者投票は病院総務課及び魚沼地域医療教育センターにおいて行う。
- 12 管理委員会は、投票の結果を合同代表者会議に報告するとともに、これを別記様式第9号により投票資格者に公示する。
- 13 前12項に定めるもののほか、意向投票に関し必要な事項は、管理委員会が別に定める。

第5 候補適任者の推薦

合同会議は、別記様式第10号により医歯学総合病院長候補者選考委員会へ候補適任者の推薦を行うものとする。

附 則

この要項は、平成30年8月16日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年8月19日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年8月19日から実施する。

別記様式第 1 号(第 2 関係)

新潟大学医歯学総合病院長候補適任者推薦書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 関係)

立候補届

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 2 関係)

所信調書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 2 関係)

医療安全管理業務職務経歴書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 4 関係)

公示

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 4 関係)

医歯学総合病院長候補適任者意向投票資格者名簿

[別紙参照]

別記様式第 7 号 削除

別記様式第 8 号(第 4 関係)

不在者投票申請書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 4 関係)

公示

[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 5 関係)

医歯学総合病院長候補適任者の推薦について

[別紙参照]